

クレーン類の諸手続き

2. クレーン類使用時の諸手続き

クレーン、エレベータ、建設用リフトを使用するときは、あらかじめ所轄の労働基準監督署に、使用条件により設置報告書、又は設置届・落成検査申請書を提出しなければなりません。

- ・吊上げ荷重が3t以上のクレーン
 - ・積載荷重が1t以上のエレベータ
 - ・積載荷重が0.25t以上で、ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト
- は労働基準監督署の検査に合格してはじめて使用することができます。

また、そのマストの高さやブーム長さなどを変更する場合は、事前に所轄の労働基準監督署に変更届、変更検査申請書を提出し、再度検査を受けます。

これらの手続きは「クレーン等安全規則」に定められており、早目に所轄の労働基準監督署に提出して手続きをする必要があります。

以下に諸届け一覧を示します。

(1) クレーン

設 置 報 告 クレーン等安全規則 第 11 条	吊上荷重0.5t以上3t未満のクレーンを設置するとき提出する ○提出期限：設置する前まで ○届書類名：(クレーン) 設置報告書 (様式第9号)
設 置 届 クレーン等安全規則 第 5 条	吊上荷重3t以上のクレーンを設置するとき提出する ○提出期限：設置工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：クレーン設置届 (様式第2号) ○添付書類：1. クレーン明細書 (様式第3号) 2. クレーンの組立図 3. 指定された構造部分の強度計算書 4. 次の事項を記載した書面 (1) 据えつける箇所の周囲の状況 (2) 基礎の概要 (3) 走行クレーンにあっては、走行する範囲
落 成 検 査 クレーン等安全規則 第 6 条	設置した吊上荷重3t以上のクレーンの落成検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前までが望ましい ○届書類名：(クレーン) 落成検査申請書(様式第4号)
性 能 検 査 クレーン等安全規則 第 41 条	使用している吊上荷重3t以上のクレーンの有効期間を更新するとき提出する ○提出期限：検査証の有効期間が満了する日の60日前まで ○届書類名：(クレーン) 性能検査申請書 (様式第11号)
変 更 届 クレーン等安全規則 第 44 条	吊上荷重3t以上のクレーンの主な構造部分を変更するとき提出する ○提出期限：変更工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：(クレーン) 変更届 (様式第12号) ○添付書類：1. 変更しようとするクレーンの検査証 2. 変更しようとする部分の図面 ●クレーンガーダ、ジブ、脚、塔、マスト、控えその他の構造部分 ●原動機、巻上げ機、ブレーキ、つり上げ機構、ウインチ ●ワイヤロープ又はつりチェーン ●フック、グラブバケット等のつり具
変 更 検 査 クレーン等安全規則 第 45 条	変更した吊上荷重3t以上のクレーンの変更検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前までが望ましい ○届書類名：(クレーン) 変更検査申請書 (様式第13号)
検査証の返還 クレーン等安全規則 第 52 条	使用している吊上荷重3t以上のクレーンの使用を廃止したとき返還する ○提出期限：遅滞なく ○届書類名：クレーン検査証

クレーン類の諸手続

(2) エレベータ

設置報告 クレーン等安全規則 第145条	積載荷重0.25t以上1t未満の工事用エレベータを設置するとき提出する 設置から廃止までの期間が60日未満の場合は提出しなくても良い ○提出期限：設置する前まで ○届書類名：(エレベータ) 設置報告書（様式第29号）
設置届 クレーン等安全規則 第140条	積載荷重1t以上の工事用エレベータを設置するとき提出する ○提出期限：設置工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：エレベータ設置届（様式第26号） ○添付書類：1. エレベータ明細書（様式第27号） 2. エレベータの組立図 3. 昇降路塔又はガイドレール、支持塔控え及び搬器の構造部分の強度計算書 4. 次の事項を記載した書面 （1）据え付ける箇所の周囲の状況 （2）基礎の概要 （3）控えの固定の方法
落成検査 クレーン等安全規則 第141条	設置した積載荷重1t以上の工事用エレベータの落成検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前まで ○届書類名：(エレベータ) 落成検査申請書（様式第4号）
性能検査 クレーン等安全規則 第160条	使用している積載荷重1t以上の工事用エレベータの有効期限を更新するとき提出する ○提出期限：検査証の有効期間が満了する日の60日前まで ○届書類名：(エレベータ) 性能検査申請書（様式第11号）
変更届 クレーン等安全規則 第163条	設置されている積載荷重1t以上の工事用エレベータの主な構造部分を変更するとき提出する 主な構造部分の内容 1. 搬器又はカウンタウエイト 2. 巻上機又は原動機 3. ブレーキ 4. ワイヤロープ 5. 昇降路塔、ガイドレール支持塔又は控え ○提出期限：変更工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：(エレベータ) 変更届（様式第12号） ○添付書類：検査証及び図面
変更検査 クレーン等安全規則 第164条	変更した積載荷重1t以上の工事用エレベータの変更検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前まで ○届書類名：(エレベータ) 変更検査申請書（様式第13号）
検査証の返還 クレーン等安全規則 第171条	使用している積載荷重1t以上の工事用エレベータの使用を廃止したとき返還する ○提出期限：遅滞なく ○届書類名：エレベータ検査証（様式第28号）

クレーン類の諸手続

(3) 建設用リフト

設 置 届 クレーン等安全規則 第 174 条	積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき提出する ○提出期限：設置工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：建設用リフト設置届（様式第30号） ○添付書類：1. 建設用リフト明細書（様式第31号） 2. 建設用リフトの組立図 3. ガイドレール、控え及び搬器の構造部分の強度計算書 4. 次の事項を記載した書面 (1) 据え付ける箇所の周囲の状況 (2) 基礎の概要 (3) 控えの固定の方法
落 成 檢 査 クレーン等安全規則 第 175 条	設置した積載荷重0.25t以上でガイドレール高さが18m以上の建設用リフトの落成検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前まで ○届書類名：（建設用リフト）落成検査申請書（様式第4号）
変 更 届 クレーン等安全規則 第 197 条	設置されている積載荷重0.25t以上でガイドレール高さが18m以上の建設用リフトの主な構造部分を変更するとき提出する 主な構造部分の内容 1. ガイドレール又は昇降路 2. 搬器 3. 原動機又はワインチ 4. ブレーキ 5. ワイヤロープ ○提出期限：変更工事を開始しようとする日の30日前まで ○届書類名：（建設用リフト）変更届（様式第12号） ○添付書類：検査証及び図面
変 更 檢 査 クレーン等安全規則 第 198 条	変更した積載荷重0.25t以上でガイドレール高さが18m以上の建設用リフトの変更検査を受けるとき提出する ○提出期限：受検希望日の15日前まで ○届書類名：（建設用リフト）変更検査申請書（様式第13号）
検査証の返還 クレーン等安全規則 第 201 条	使用している積載荷重0.25t以上でガイドレール高さが18m以上の建設用リフトの使用を廃止したとき返還する ○提出期限：遅滞なく ○届書類名：建設用リフト検査証（様式第32号）

(4) 諸手続フロー

a 吊上荷重0.5t以上3t未満のクレーン
積載荷重0.25t以上1t未満の工事用エレベータ] 設置報告書

b 吊上荷重3t以上のクレーン
積載荷重1t以上の工事用エレベータ
積載荷重0.25t以上でガイドレール高さが18m以上の建設用リフト] 設 置 届

